

市区町村別集計項目(推進体制等)

佐賀県	
市区町村数	20

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	担当課(室)名	所属	事務所掌	庁内連絡会議の有無	諮問機関の有無	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2021年4月1日現在で有効なもの)					
								有			無	有				無	
								条例名称	公布日(西暦)	施行日(西暦)	現在の状況	計画名称	計画期間	女性活躍推進法との関係	計画策定の方法	現在の状況	
						10	14	3				19					
41	201	佐賀市	人権・同和政策・男女参画課	1	1	1	1	佐賀市男女共同参画を推進する条例	2007年12月21日	2008年4月1日		第4次佐賀市男女共同参画計画	2021年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1		
41	202	唐津市	男女参画・女性活躍推進課	1	1	1	1				0	唐津市男女共同参画基本計画(第4次)	2020年4月1日 ~ 2025年3月31日	1	1		
41	203	鳥栖市	市民協働推進課	1	2	1	1				0	第2次鳥栖市男女共同参画行動計画(後期計画)	2018年4月 ~ 2023年3月	1	1		
41	204	多久市	総合政策課	1	2	1	1				0	多久市男女共同参画計画	2018年4月1日 ~ 2023年3月31日	1	1		
41	205	伊万里市	企画政策課	1	1	1	1	伊万里市男女協働参画を推進する条例	2016年3月25日	2016年4月1日		第4次伊万里市男女協働参画基本計画	2018年4月1日 ~ 2023年3月31日	1	1		
41	206	武雄市	男女参画課	1	1	1	1				2	第3次武雄市男女共同参画推進計画	2018年4月1日 ~ 2023年3月31日	1	1		
41	207	鹿島市	人権・同和对策課	1	2	0	0				0	第3次鹿島市男女共同参画基本計画・第2次鹿島市DV対策基本計画	2021年5月 ~ 2025年4月	1	1		
41	208	小城市	企画政策課	1	2	1	1				0	第2次小城市男女共同参画プラン(さくらプラン)	2017年4月1日 ~ 2022年3月31日	1	1		
41	209	嬉野市	企画政策課	1	2	1	1	嬉野市男女共同参画を推進する条例	2014年3月28日	2014年4月1日		第3次嬉野市男女共同参画行動計画	2018年4月1日 ~ 2023年3月31日	1	1		
41	210	神崎市	総務課	1	2	0	1				0	第3次神崎市男女共同参画基本計画・DV被害者支援計画・女性の活躍推進計画	2020年4月1日 ~ 2025年3月31日	1	1		
41	327	吉野ヶ里町	財政協働課、こども・保健課	1	2	1	1				0	第2次吉野ヶ里町男女共同参画基本計画	2021年3月 ~ 2026年3月	1	1		
41	341	基山町	基山町まちづくり課	1	2	0	0				0	第2次基山町男女共同参画推進プラン	2021年4月 ~ 2031年3月	1	1		
41	345	上峰町	総務課	1	2	0	1				0	上峰町男女共同参画計画及びDV被害者支援基本計画	2012年4月1日 ~ 2021年3月31日	0	0		
41	346	みやき町	秘書公室	1	2	0	0				0	第2次みやき町男女共同参画計画	2017年4月 ~ 2022年3月	1	1		
41	387	玄海町	企画商工課	1	2	0	0				0	玄海町第3次男女共同参画計画	2020年4月1日 ~ 2025年3月31日	1	1		
41	401	有田町	まちづくり課	1	2	0	1				0	第2次有田町 男女共同参画基本計画・DV被害者支援計画	2017年4月1日 ~ 2022年3月31日	0	0		
41	423	大町町	企画政策課	1	2	0	0				0	第2次大町町男女共同参画計画	2021年4月1日 ~ 2025年3月31日	1	1		
41	424	江北町	総務政策課	1	2	1	1				0	第3次江北町男女共同参画行動計画	2021年4月 ~ 2025年3月	0	0		
41	425	白石町	総合戦略課	1	2	0	1				0	第3次白石町男女共同参画推進プラン	2021年4月 ~ 2026年3月	1	1		
41	441	太良町	総務課	1	2	0	0				0						1

<選択肢回答>

所属

- 1 首長部局
- 2 教育委員会

事務所掌

- 1 男女共同参画・女性等を名称に冠した専管課
- 2 1ではない

庁内連絡会議

- 1 有
- 0 無

諮問機関

- 1 有
- 0 無

男女共同参画に関する条例

現在の状況

- 1 2022年3月末までの制定を目途に検討中
- 2 2021年度以降の制定を目途に検討中
- 3 その他
- 0 検討していない

男女共同参画に関する計画

女性活躍推進法の推進計画との関係

- 1 一体
- 0 一体でない

計画の策定方法

- 1 単独計画として策定
- 0 総合計画の一部として策定

現在の状況

- 1 策定に向け検討中
- 0 策定予定がない、検討していない

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2021年4月1日現在で開設済の施設)					施設形態		管理・運営主体							
			名称	愛称・通称	郵便番号	所在地等			単独	複合	施設管理			事業運営			
						住所	電話番号	FAX番号			ホームページ	直営	指定管理者	その他	直営	指定管理者	その他
			0							0	0	0	0	0	0	0	0
41	201	佐賀市															
41	202	唐津市															
41	203	鳥栖市															
41	204	多久市															
41	205	伊万里市															
41	206	武雄市															
41	207	鹿島市															
41	208	小城市															
41	209	嬉野市															
41	210	神埼市															
41	327	吉野ヶ里町															
41	341	基山町															
41	345	上峰町															
41	346	みやき町															
41	387	玄海町															
41	401	有田町															
41	423	大町町															
41	424	江北町															
41	425	白石町															
41	441	太良町															

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設 (2021年4月1日現在で開設済の施設)														
			名称	設立年月日	職員数(人)		予算額(千円)	主 な 事 業									
					常勤	非常勤		広報啓発	講座	相談事業	情報収集・提供	苦情処理	交流促進	企業・NPOとの連携	国際交流	調査研究	その他
			0					0	0	0	0	0	0	0	0	0	
41	201	佐賀市															
41	202	唐津市															
41	203	鳥栖市															
41	204	多久市															
41	205	伊万里市															
41	206	武雄市															
41	207	鹿島市															
41	208	小城市															
41	209	嬉野市															
41	210	神埼市															
41	327	吉野ヶ里町															
41	341	基山町															
41	345	上峰町															
41	346	みやき町															
41	387	玄海町															
41	401	有田町															
41	423	大町町															
41	424	江北町															
41	425	白石町															
41	441	太良町															

都道府県コード	市区町村名	男女共同参画に関する宣言			首長、自治会長等の状況														
		宣言年月日	宣言名称	宣言の形態	市区長数	うち女性市区長数	女性比率(%)	副市区長数	うち女性副市区長数	女性比率(%)	町村長数	うち女性町村長数	女性比率(%)	副町村長数	うち女性副町村長数	女性比率(%)	自治会長数	うち女性自治会長数	女性比率(%)
			1		10	0	0.0	12	1	8.3	10	0	0.0	10	1	10.0	2,309	35	1.5
41	201	佐賀市			1	0	0.0	2	0	0.0							662	17	
41	202	唐津市			1	0	0.0	2	0	0.0							360	4	1.1
41	203	鳥栖市			1	0	0.0	1	1	100.0							75	4	5.3
41	204	多久市			1	0	0.0	1	0	0.0							104	1	1.0
41	205	伊万里市	2001年1月13日	伊万里市・男女共同参画都市宣言	1	1	0	0.0	1	0	0.0						181	4	2.2
41	206	武雄市			1	0	0.0	1	0	0.0							107	1	0.9
41	207	鹿島市			1	0	0.0	1	0	0.0							84	1	1.2
41	208	小城市			1	0	0.0	1	0	0.0							181	2	1.1
41	209	嬉野市			1	0	0.0	1	0	0.0							88	0	0.0
41	210	神埼市			1	0	0.0	1	0	0.0							121	0	0.0
41	327	吉野ヶ里町									1	0	0.0	1	1	100.0	39	0	0.0
41	341	基山町									1	0	0.0	1	0	0.0	17	0	0.0
41	345	上峰町									1	0	0.0	1	0	0.0	25	0	0.0
41	346	みやき町									1	0	0.0	1	0	0.0	57	0	0.0
41	387	玄海町									1	0	0.0	1	0	0.0	27	0	0.0
41	401	有田町									1	0	0.0	1	0	0.0	16	1	6.3
41	423	大町町									1	0	0.0	1	0	0.0	31	0	0.0
41	424	江北町									1	0	0.0	1	0	0.0	35	0	0.0
41	425	白石町									1	0	0.0	1	0	0.0	44	0	0.0
41	441	太良町									1	0	0.0	1	0	0.0	55	0	0.0

<選択肢回答>
 男女共同参画に関する宣言
 宣言の形態
 1 首長声明
 2 議会の議決
 3 庁内連絡会議の決定
 4 その他

調査時点	議会関係は2021年7月1日(その他2021年4月1日)
------	------------------------------

都 道 府 県	市 区 町 村	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	議 会 名	市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 する 調 査								議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。						
				問1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問2 問1で、1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	問3 問1で1.を選択した場合、取得後が可能な休業期間は、次のうちどれか。	問4 問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問5 問4で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問6 問1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問7 問6で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問8 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他	
				1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない。 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 2014年度以前 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具休例	1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い						
				11	20	1	0	16		10		13	13	13	13	15	12	
				4	0	19	16	4		6		2	2	4	2	3	1	
				0	0		4	0		3		0	0	0	0	0	0	
				5	0							5	5	3	5	2	7	
41	201	佐賀市	佐賀市職員旧姓使用取扱要綱 佐賀市職員旧姓使用取扱要綱(抜粋) (旧姓をすることができる文書等) 第2条 職員は、任命権者の承認を受けて、職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものについて、旧姓を使用することができる。	佐賀市議会	1	2	2	1	佐賀市議会議員規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合)にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。	1		佐賀市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 第3条第2項 議員が長期欠席をした場合における議員報酬の月額は、長期欠席の期間が90日を経過する日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から出席等した日の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)までの間、前条の規定にかかわらず、同条に規定する議員報酬の月額に別表第2の左欄に掲げる支給月の初日の区分に応じ、それぞれ当該右欄に定める割合を乗じて得た額とする。 同条3項 長期欠席の事由が次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する場合は、前項の規定は適用しない。 (2) 女性の議員の出産(労働基準法(昭和22年法律第49号)第65条第1項又は第2項に規定する期間の範囲内である場合に限る。)	1	1	1	1	1	4
41	202	唐津市	唐津市職員旧姓使用取扱要綱 第1条 この要綱は、婚姻、養子縁組その他の事由によって戸籍上の氏を改めた職員が、改姓前の氏(以下「旧姓」という。)を職場において使用することに関し必要な事項を定めるものとする。	唐津市議会	1	2	2	1	唐津市議会議員規則 第2条 議員は、事故公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出席補助その他のやむを得ない事由のため欠席又は遅刻するときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合)にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1		唐津市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 第2条 議長等が自己都合、疾病その他の事由により、本会議、唐津市議会委員会(平成23年条例第1号)に規定する委員会若しくは唐津市議会議員規則(平成23年議会規則第1号)第163条の規定による議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場又は同規則第164条に規定する議員の派遣若しくは同規則第104条に規定する委員の派遣(以下「会議等」という。)を欠席した場合は、活動休止の届け出があつた場合は、前条の規定にかかわらず、当該議長等の議員報酬を減額して支給する。 2 前項の規定により支給する議員報酬の月額は、前条に定める議員報酬の月額に、当該議長等が会議等を欠席した日又は前項に規定する届け出に記載された活動休止日のいずれか早い日から、会議等に出席した日又は復帰届出書に記載された復帰日のいずれか早い日の前日までの期間(以下「活動休止期間」という。)に応じて、次の表に定める支給割合を乗じて得た額とする。 活動休止期間:支給割合 90日を超え180日以下であるとき:100分の80 180日を超え365日以下であるとき:100分の70 365日を超えるとき:100分の50 3 前項の規定は、活動休止期間が90日を超える日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から、会議等に出席した日又は復帰届出書に記載された復帰日のいずれか早い日の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)まで適用する。	1	1	1	1	1	1

都 道 府 県 コ ロ シ ド	市 区 町 村 名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																			
		職員 の 通称 又は 旧姓 の使用 を認 めて いま すか。	問1 議員 の出 産を 欠席 事由 とし て明 記し た規 定(産 休を 含む) があ るか。	問2 問1で、1.を選 択し た場 合、「 欠席 事由 とし て明 記し た規 定」 はい つ制 定さ れた か。	問3 問1で1.を選 択し た場 合、 取得 する こと が可 能な 休業 期間 は、 次の うち どれ か。	問4 問1で1.を選 択し た場 合、 出産 に係 る産 前産 後期 間の 明記 はあ るか。	問5 問4で1.を選 択し た場 合該 部分 の条 文(本 文)を 記入 して くだ さい。	問6 問1で1.を選 択し た場 合、 休暇 期間 の報 酬に ついて 減額 の規 定は あ るか。	問7 問6で1.を選 択し た場 合該 部分 の条 文(本 文)を 記入 して くだ さい。	問8 議員 の仕 事と 生活 の両 立の 観点 から の欠 席事 由に ついて、 以下 の事 由に ついて 1~4 のい ずれ か一 つに ○を つけ てく ださい。 1. 明 記し た規 定が ある 2. 明 記し た規 定は ない が、 運用 上認 めて いる 3. 明 記し た規 定が 無く、 運用 上も 認め てい ない 4. 明 記し た規 定が 無く、 過去 に事 例が 無い											
										1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない。 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い。	左記で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	議会名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 2014年度以前 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護
41	203 鳥栖市	1	鳥栖市職員旧姓使用取扱要綱 第2条 職員は、任命権者の承認を受けて、専ら職員の間で使用している文書等で、法令又は条例等の規定に反する恐れがなく、かつ、職務執行上又は事務処理上、誤解や混乱を招く恐れのないものにおいて、旧姓を使用することができる。	鳥栖市議会	1	2	2	1	鳥栖市議会会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由をつけ、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、当該出産予定日の6週間(多胎妊婦の場合にあつては、14週間)前日から当該出産予定日(議員が出産したときは、当該出産の日)後8週間を経過する日までの範囲内で、出席できない期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。	2						1	1	1	1	1	4

都 道 府 県 市 町 村 コ ロ ド	市 区 町 村 名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																	
		職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		問1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。		問2 問1で、1. を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。		問3 問1で1. を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。		問4 問1で1. を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。		問5 問4で1. を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。		問6 問1で1. を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。		問7 問6で1. を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。		問8 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い	
		1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない。 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い。	左記で、1. を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 2014年度以前 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他			
41	204	多久市	2		多久市議会	1	2	2	1		2			4	4	2	4	1	4
	41	205	伊万里市	1		伊万里市議会	1	2	2	1	伊万里市議会会議規則 議員は出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲において、その期間を明らかにし、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。(2条)	3		1	1	1	1	1	1
	41	206	武雄市	1	武雄市職員の旧姓使用に関する規程 (旧姓使用の承認申請) 第2条 職員は、旧姓を使用しようとするときは、旧姓使用承認申請書(様式第1号)により、任命権者の承認を受けなければならない。 2 前項の旧姓使用承認申請書は、所属長を経て任命権者に提出するものとする。 (承認) 第3条 任命権者が旧姓の使用を承認したときは、旧姓使用承認通知書(様式第2号)により、所属長を経て当該職員に通知するものとする。 2 任命権者は、前項の承認通知書を通じたときは、旧姓使用職員台帳(様式第3号)に承認の内容を記載するものとする。	武雄市議会	1	2	2	1	武雄市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにし、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1
	41	207	鹿島市	1	鹿島市職員の旧姓使用に関する要綱 第1条 この要綱は、婚姻、養子縁組その他の事由により、戸籍上の氏を改めた職員が改正前の氏(以下「旧姓」という。)を職務上使用することに必要な事項を定めるものとする。第2条 この要綱は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条に規定する一般職に属する職員に適用する。	鹿島市議会	1	2	2	1	鹿島市議会会議規則 第2条第1項 議員は、疾病、出産その他事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。この場合において、出産により欠席することのできる期間は、鹿島市職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成7年規則第5号)第15条に定める基準によるものとする。第2条第2項 前項の規定は、選挙、早退及び一時退席について準用する。	1		2	2	2	2	1	1
	41	208	小城市	1	小城市職員旧姓使用取扱要綱 (趣旨)第1条 この訓令は、婚姻、養子縁組その他の事由により、戸籍上の氏を改めた職員について、改姓前の氏(以下「旧姓」という。)を文書等において使用することに必要な事項を定めるものとする。	小城市議会	1	2	2	1	小城市議会会議規則 第82条 2 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにし、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	1		1	1	1	1	1	
	41	209	嬉野市	1	嬉野市職員旧姓使用取扱要綱 第1条 この訓令は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関して必要な事項を定めるものとする。 第2条 職員は、任命権者の承認を受けて、職務遂行上又は事務処理上誤解又は混乱を招くおそれのない文書等について、旧姓を使用することができる。	嬉野市議会	1	2	2	1	嬉野市議会会議規則 第2条第2項、第88条第2項 議員(委員)は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにし、あらかじめ議長(委員長)に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1
	41	210	神埼市	2		神埼市議会	1	2	2	1	神埼市議会 会議規則 第2条第2項 議員は出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から、当該出産日の後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにし、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。神埼市議会 議員の報酬及び費用弁償等に関する条例	3	減額規定はあるが、女性議員の出産については、労働基準法65条の期間内で	1	1	1	1	1	1

都 道 府 県 コ コ ロ ド	市 区 町 村 名	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																			
			問1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問2 問1で、1. を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	問3 問1で1. を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問4 問1で1. を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問5 問4で1. を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問6 問1で1. を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問7 問6で1. を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問8 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い												
											議会名	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他			
41	327	吉野ヶ里町	1	左記で、1. を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	議会名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 2014年度以前 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例										
			吉野ヶ里町職員の旧姓使用に関する要綱 第3条 旧姓を使用することができる文書等は、旧姓を使用しても法令等に抵触するおそれなく、かつ、職務遂行上支障がないと認められる文書等とし、おおむね別表第1に掲げる基準に該当するものとする。	吉野ヶ里町議会	1	2	3	2			1		吉野ヶ里町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 第3条 前条の規定にかかわらず、議員が自己都合、疾病その他の事由により定例会、臨時会、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会、全員協議会又は議員の派遣及び委員の派遣(以下「会議等」という。)を欠席した場合は、当該議員の議員報酬を減額して支給する。 2 前項の規定により減額して支給する議員報酬の月額額は、前条に規定する議員報酬の月額額に、当該議員が会議等を欠席した日から、会議等に出席した日又は復帰届出書に記載された復帰日(以下「復帰日」という。)のいずれか早い日の前日までの期間(以下「欠席期間」という。)における減額期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。 (表略) 3 前項の規定は、欠席期間が90日、180日又は365日を経過した日の属する月の翌月から、復帰日の属する月(以下「復帰月」という。)まで適用する。ただし、欠席期間が90日を経過した月と復帰月が同一の場合は、復帰月の翌月に支給する議員報酬に適用する。	4	4	4	4	4	4	4		
41	341	基山町	1	基山町職員旧姓使用取扱要綱 第2条 旧姓の使用は、別表第1に掲げる文書等とする。ただし、別表第2に掲げる文書等については、旧姓を使用することができない。	基山町議会	1	2	2	1	基山町議会規則 第2条 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1		基山町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 第3条 3 長期欠席の事由が次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する場合は、前項の規定は適用しない。 第3条 3(2) 女性の議員の出産(労働基準法(昭和22年法律第49号)第65条第1項又は第2項の規定する期間の範囲内である場合に限る。)	1	1	1	1	1	1	1		
41	345	上峰町	4		上峰町議会	1	2	3	2				みやき町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 第8条 第2条の規定にかかわらず、みやき町議会議員規則(平成17年議会規則第1号)第2条に規定する届出があった場合は、次の表に定める区分に応じて議員報酬の月額を減額するものとする。 議会活動ができない期間 減額の割合 180日以上270日未満 100分の30 270日以上365日未満 100分の50 365日以上 100分の100	4	4	4	4	4	2	4		
41	346	みやき町	4		みやき町議会	1	2	2	1		1		みやき町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 第8条 第2条の規定にかかわらず、みやき町議会議員規則(平成17年議会規則第1号)第2条に規定する届出があった場合は、次の表に定める区分に応じて議員報酬の月額を減額するものとする。 議会活動ができない期間 減額の割合 180日以上270日未満 100分の30 270日以上365日未満 100分の50 365日以上 100分の100	1	1	1	1	1	1	1		
41	387	玄海町	4		玄海町議会	1	2	3	2		2		有田町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のために出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	4	4	4	4	4	4	4		
41	401	有田町	2		有田町議会	1	1	2	1		3	具体例:女性の議員の出産は適用除外となる。		1	1	1	1	1	1	1		

都 道 府 県 コ ロ ド	市 区 町 村 名	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																							
			問1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問2 問1で、1. を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	問3 問1で1. を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問4 問1で1. を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問5 問4で1. を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問6 問1で1. を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問7 問6で1. を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問8 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い																
			1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない。 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い。	左記で、1. を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 2014年度以前 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他									
41	423	大町町	4		大町町議会	1	2	2	1	大町町議会会議規則 第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の六週間(多胎妊娠の場合にあっては、十四週間)前の日から当該出産の日後八週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1		大町町議会議員の議員報酬等及び旅費に関する条例 第7条第2項 前項の規定により減額して支給する議員報酬の月額は、第2条に規定する議員報酬の月額に、当該議員が会議等を欠席した日から、会議等に出席した日又は復帰届出書に記載された復帰日(以下「復帰日」という。)のいずれか早い日の前日までの期間(以下「欠席期間」という。)における減額期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。 長期欠席を始めた日から90日を超え180日以下の範囲にあるとき 100分の80 長期欠席を始めた日から180日を超え365日以下の範囲内であるとき 100分の70 長期欠席を始めた日から365日を超えるとき 100分の50	2	2	2	2	2	4							
41	424	江北町	2		江北町議会	1	2	3	2		1						4	4	2	4	2	2				
41	425	白石町	1	白石町職員旧姓使用取扱要綱 第1条 この要綱は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由によって戸籍上の氏を変更した後も、変更前の氏(以下「旧姓」という。)を職場において使用することについて必要な事項を定めるものとする。	白石町議会	1	2	2	1	白石町議会会議規則 第2条 議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2							1	1	1	1	1	1			
41	441	太良町	4		太良町議会	1	2	2	1	太良町議会会議規則 第2条 議員は公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1										1	1	1	1	1	1

調査時点 議会関係は2021年7月1日(その他2021年4月1日)

都道府県	市区町村	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査										地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)に、男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。		
		問9 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問10 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問11 議会におけるハラスメント防止に関する取組を行っているか。	問12 問11で1.を選じた場合、行っている取組は、次のうちどれか。 1. 行っている。 2. 行っていないが、今後取組む予定である。 3. 行っておらず、今後取組む予定もない。	問13 問12で、1.を選じた場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問14 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っているか。	問15 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問16 問15で、1.を選じた場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問17 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)			
		0	0	4	0	0	0	0		0	0		0	
		0	3	3	0	0	0	0		3	0		20	
		0	0	13	0	0	4	0		17	1		0	
		20	17	0	0	0	0	0		0	19			
41	201 佐賀市	4	4	3						3	4		女性の政治参画に関する研修会の実施	2
41	202 唐津市	4	4	1			3			3	4			2
41	203 鳥栖市	4	4	3						3	4		一般市民や男女共同参画に関わる方を対象に、女性のための政策参画セミナーを年に1回開催している。	2
41	204 多久市	4	4	3						3	4			2
41	205 伊万里市	4	4	3						3	4			2
41	206 武雄市	4	4	3						3	4			2
41	207 鹿島市	4	2	3						3	4			2
41	208 小城市	4	2	1			3			2	4			2
41	209 藤野市	4	4	3						3	4			2
41	210 神埼市	4	4	2						3	4			2
41	327 吉野ヶ里町	4	4	3						3	4			2
41	341 基山町	4	4	3						3	4			2
41	345 上峰町	4	4	3						3	4			2
41	346 みやき町	4	4	1			3			3	4			2
41	387 玄海町	4	4	1			3			3	4			2
41	401 有田町	4	4	3						3	4			2
41	423 大町町	4	4	3						3	4			2
41	424 江北町	4	4	3						3	4			2
41	425 白石町	4	2	2						2	3			2
41	441 太良町	4	4	2						2	4			2